
 婚姻・パートナーシップ宣誓から  
4年以内の**新婚世帯**の方へ


## とうかい住まいる応援補助金

東海村へ転入する際の

引っ越し費用・賃貸借初期費用・住宅取得費用

最大 **20万円** 補助します

### 対象経費

以下の費用が補助の対象となります（予算がなくなり次第終了となる場合があります）

#### 引っ越し費用

東海村内への引っ越しに要した費用のうち、引っ越し業者または運送業者への支払いに係るもの

※令和4年4月1日以降に  
支払ったものに限ります

#### 賃貸借初期費用

賃貸借契約により、東海村内で住宅を賃借する際に要した費用のうち、敷金・礼金・仲介手数料

※令和4年4月1日以降に  
契約したのものに限ります

#### 住宅取得費用

売買契約 または 工事請負契約により、東海村内に住宅を取得する際に要した費用

※令和4年4月1日以降に  
契約したのものに限ります

※賃貸借初期費用・住宅取得費用は、婚姻等をした日の前6月以内に契約した場合を含む

### 対象要件

以下の要件をすべて満たす夫婦またはパートナーのいずれか一方が補助対象者となります

- 申請日時時点で、婚姻またはパートナーシップ宣誓をした日から4年以内の新婚世帯で、夫婦またはパートナーの双方またはいずれかが東海村外からの転入者である。  
※婚姻等を前提に双方またはいずれか一方の者が村内へ転入し、転入後6月以内に婚姻等をした場合を含む
- 夫婦またはパートナーの双方、またはいずれかが、令和4年4月1日以降に東海村に転入し、申請日時時点で、夫婦またはパートナーの双方が住民票に記載の住所に居住している。
- 婚姻またはパートナーシップ宣誓をした世帯の双方が、申請日時時点でいずれも満39歳以下である。
- <住宅取得の場合> 引渡しを受けた日から起算して1年以内に居住を開始している。  
<賃貸住宅の場合> 契約期間満了まで継続して居住する意思がある。
- 夫婦またはパートナーの双方が、他の公的制度による引っ越し費用や賃貸借初期費用、住宅取得費用に係る補助を受けていない。また、過去に本事業の補助を受けていない。
- 職務上の転勤や出向等を目的とした一時的な住民登録や施設等への入所に伴う住民登録でない。
- 申請年度の前年度(令和7年度)の市町村税及び都道府県民税を滞納している者でない。また、生活保護法の規定による保護を受けていない。
- 東海村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない。また、条例の規定により禁止する暴力団の威力の利用または暴力団員等に対する利益の供与のほか暴力団及び暴力団員等と密接な関係がない。

### 住宅ローン優遇

東海村で住宅取得をお考えの方へ

東海村が提携する金融機関では、住宅ローン特別金利を設定しています。詳細は以下の各金融機関へお問い合わせください。

<提携金融機関> 常陽銀行東海支店  
水戸信用金庫東海支店  
中央労働金庫大みか支店

筑波銀行東海支店  
茨城県信用組合東海支店  
JA常陸東海支店


 Check!

補助を受けられるか  
簡単に確認できる  
チェックシートを掲載中!  
二次元コードから  
村公式ホームページを  
ご覧ください



「とうかい住まいる応援補助金」に関する問い合わせ  
東海村 地域戦略課 広報・シティプロモーション担当

TEL 029-282-1711 (内線1339)

1

婚姻 または  
パートナーシップ宣誓



婚姻等を前提に  
転入後、6月以内に  
婚姻等をした場合を含む

2

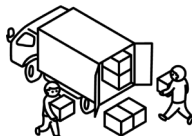
住宅メーカーや  
不動産会社等と契約



婚姻等の日より  
前6月以内に  
契約したものを含む

3

引っ越し  
転入手続き



領収書などの  
支出を証明するものを  
忘れずにご用意ください

4

補助金  
交付申請



転入届を提出後  
申請が可能です  
下表をご確認ください

5

申請時の口座へ  
補助金のお振込み



申請後、審査を行い  
1か月を目安に  
通知書を送付します

## 提出書類

✓	必ず提出いただくもの	備考
	(様式第1号) とうかい住まいる応援補助金申請書	申請日は空欄のままお持ちください 訂正は二重線で消し訂正印が必要です
	(様式第2号) 誓約書	申請者・世帯員それぞれ自署
	婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本もしくは抄本、 またはパートナーシップ宣誓書等の写し	「届出受理のお知らせ」等の通知文は不可
	新婚世帯全員の住民票の写し	世帯全員が転入後、村で発行したもの
	課税されている方 → 令和7年度の納税証明書(市町村 民税・都道府県民税) 非課税の方 → 令和7年度の方非課税証明書	転入した方の分のみ提出が必要です (村内在住の方の方は提出不要) ※令和7年1月1日時点で居住していた市区町村で発行 ※○納税証明書(or非課税証明書) ×課税証明書 <b>ご注意ください</b>
	引っ越し費用及び賃貸借初期費用または 住宅取得費用の支出を証明する書類の写し	領収書または振込時の控えなど、支払先・支払金額・ 支払者名・支払日が分かるもの
	通帳その他の振込口座を確認できる書類の写し	通帳がない場合は、キャッシュカードや スマートフォン等の画面を印刷したものでも可

	申請費用に応じて提出いただくもの	備考
賃貸	物件の賃貸借契約書の写し	賃貸借初期費用を申請する場合は提出が必要です
住宅 取得	物件の売買契約書または工事請負契約書の写し 住宅引渡し日を証明する書類の写し	住宅取得費用を申請する場合は提出が必要です
手当 支給	(様式第3号) 引っ越し費用、賃貸借初期費用 または住宅取得費用に係る手当支給証明書	新婚世帯の双方または一方が、勤務先等から 手当等の支給を受けた場合は提出が必要です



申請書は、役場3階 地域戦略課でのお渡し、または  
村公式ホームページからダウンロードできます。  
疑問や不安な点がある方は、事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
東海村役場 地域戦略課 広報・シティプロモーション担当  
TEL 029-282-1711(内線1339)

「東海村移住ナビ」で情報をGET!



東海村への移住やお引越しを  
お考えの方へ、お役立ち情報を  
まとめています。  
右の二次元コードから  
ご覧ください!

